

1975年以降におけるベトナムの森林政策

La, V., H. H.
Graduate School of Bioresource and Bioenvironmental Sciences, Kyushu University

飯田, 繁
九州大学大学院農学研究院

<https://doi.org/10.15017/14859>

出版情報：九州大学農学部演習林報告. 86, pp.101-120, 2005-03-27. 九州大学農学部附属演習林
バージョン：
権利関係：

論文

1975年以降におけるベトナムの森林政策*

ラビンハイハー**・飯田 繁***

抄 録

(背景) : ベトナムの森林面積は1990年頃が最低で917万haとされ, その外にも約1,000万haの未立木地が記録されている. この数値が妥当なものとするなら, 10数年間に236万haの森林が増えたことになる. 増加には2つの理由が考えられる. 一つは統計様式や制度の違いに伴う増加(実質は増加していない), 他の一つは最近における森林造成政策による実質的な増加である. 筆者らは後者と想定し, その理由を解明しようと本研究に着手した.

(研究目的) : ベトナムの森林政策は激変の中で進められた. まず, 1975年に南北が統一され, 社会主義体制の下で10年余りが経過した. その期間に多くの森林が喪失されたが, 90年代以降, 森林は回復基調に向かいつつある. 多くの発展途上国において森林が劣化・減少する中で, 森林が回復していくことは重要なことである. そこで, 本研究はベトナムにおける森林回復の理由を明らかにすることを目的とする.

(研究方法) : ベトナムは長い戦争を経験した後, 資本主義的な生産関係のあった南部を統一し, 社会主義的な生産関係を作り, さらにそれを変更するという歴史的な事業を遂行してきた. 林業もその一環であり, 制度面の変更が重要な課題となった. そこで何よりもまず法律, 通達, 行政システム等に着目し, ベトナムの林業発展を明らかにしようとするものである.

(研究結果) : 1975年の統一後, 南部地域にも社会主義的システムが導入された. 森林は国有化され, 国営の森林管理署が設立され, 林業生産の主要な担い手となった. 他方, 農村では合作社が導入された. しかし, 農林業のみならず, 多くの産業が停滞的で, 経済は縮小傾向にあった. 当然のことながら, 植林活動は広がらず, 逆に天然林の伐採や開墾が広がったため, 1976年から1990年までの15年間に200万ha以上の森林が減少した. この時期における主要な林業問題は, 森林減少をどのように阻止するかであったが, 入植政策による農地の拡大, 少数民族等による焼畑移動耕作の存在, 植林や再生を伴わない伐採などのために成果を上げることができなかった. このような状況の中で, 1992年, 327プログラムが発表され, 残された森林を保護するとともに, 未立木地に対して大規模な森林再生・修復計画が策定された. さらに1997年には, いわゆる「500万ha国家植林計画」が公表された. 2010年までに500万haの造林を行い, 森林率を現在の28%から43%に高めるという計画であり, 環境保護, 経済開発, 林業振興, 貧困対策が目的であった. この「500万ha国家植林計画」には住民参加が不可欠であり, その仕組みを制度・政策面から明らかにした.

キーワード : ベトナム, 森林政策, 土地法

* LA, V., H.H. IIDA, S. : Forest policy in Vietnam since 1975.

** 九州大学大学院生物資源環境科学府森林資源科学専攻森林生態圏管理学講座森林生産制御研究室

Laboratory of Forest Resource Management, Division of Forest Ecosystem Sciences and Management, Department of Forest and Forest Products Sciences, Graduate School of Bioresource and Bioenvironmental Sciences, Kyushu University, Fukuoka 811-2415

*** 九州大学大学院農学研究院森林科学部門森林生態圏管理学講座

Laboratory of Forest Resource Management, Division of Forest Ecosystem Sciences and Management, Department of Forest and Forest Products Sciences, Faculty of Agriculture, Kyushu University, Fukuoka 811-2415

1. はじめに

ベトナムの国土の総面積は329,247km²であり、国土の3/4は山岳地域である。国境は中国・ラオス・カンボディアと接する。1999年のベトナムの総人口は7,973万人で、そのうち、Kinh族が86%を占め、平野部分に居住している。残りの14%は、53に分類される少数民族で、北部山地から西南平野までの広い範囲に分布している。気候は温帯、亜熱帯、熱帯に属し、天然林を基調とする森林資源が分布している。森林には熱帯性常緑広葉樹林、落葉広葉樹林、そしてマングローブ林など多様な内容が含まれている。森林が多く残っている地域は、北部山岳地域、中部高原、北中部沿岸などであるが、森林率が高く、天然林が多く残っているのは中部高原である（表-1、図-1参照）。

表1：地域別森林面積（2002年）
Table 1 Forest area by regions (in 2002)

単位：1,000ha

	総面積	森林面積	天然林	人工林	森林率
全 国	32,924.7	11,532.8	9,586.5	1,946.3	35.0%
紅河デルタ	1,479.9	117.7	51.1	66.6	8.0%
北部山岳地域	10,096.4	3,603.2	2,902.6	700.6	35.7%
北中部沿岸	5,150.4	2,262.5	1,878.5	384	43.9%
中部沿岸	3,306.6	1,191.4	976.4	215	36.0%
中部高原	5,447.5	3,026.1	2,910.8	115.3	55.6%
東 南 部	3,473.3	998.1	815.7	182.4	28.7%
メコンデルタ	3,970.6	333.8	51.4	282.4	8.4%

*資料：ベトナム統計年鑑2002年版

ところで、1976年に南北統一後、ベトナムは新国号に「ベトナム社会主義共和国」を採用している。中央政府は南部で土地改革を実行し、農業では国营農場、合作社を南部にも展開する。森林、林地は原則として国有（全人民有）となる。全国の森林、林地を管理・開発するため、1976年、ハノイ中央政府は林業省を設置し、中央政府管轄の下に省に林業所、地区に農業委員会（農林水産を含む）、コミューンに林業委員会という林業行政組織を作った。社会主義的な森林経営を行うため、国营森林管理署（State Forest Enterprises）を設置した。1989年には全国に413森林管理署が配置されていた。

1976～1985年の10年間における林業活動の主な目的は、①国营森林管理署、林産加工企業、林業関連のサービス企業などを設置する、②定住農業、国内消費（工業、建築、製紙、加工など）のために森林を開発する、③工業、製紙用材のために植林する、であった。

しかし、この間に200万haもの森林が減少した。それは社会主義システムの欠陥と認識され、1986年ドイモイ政策（刷新政策）で改革を表明した。その骨子は、私営企業や個人に土地利用権を交付すること、外国投資を呼び込むこと、市場経済を導入すること、等を基本とした。森林政策面では森林の復旧と管理に国民参加を求め、非国营企業、世帯、個人等に森林の利用権を与え、推進しようとするものであった。本稿では、その過程を法律、通達、管理組織などの面から明らかにしようとするものである。

研究方法は、①ハノイの農業農村開発省で、ベトナムの森林政策、林業戦略の文献を収集する、②地方のLamDon省の人民委員会で資料、関連の文献の収集などによって森林交付政策、森林行政組織の実態を分析する、③その他の文献、資料を集め、とりまとめる、である。

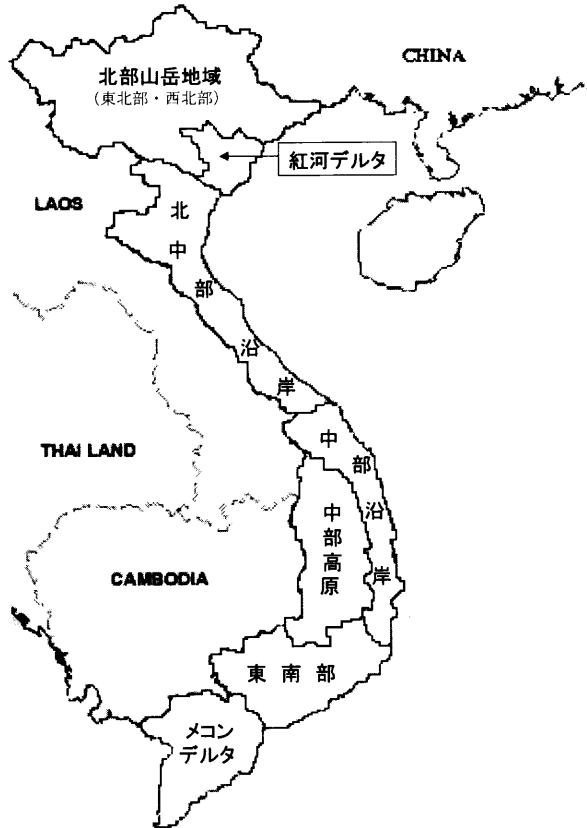


Fig.1 Regional map of Viet Nam

図1 ベトナム地域区分図

*注： <http://www.geophysics.dias.ie/~vcd/Pers/vietnam.html>を修正

2. 森林の保護および開発法（1991年）

ベトナムにおいて森林に関する政策が本格的に検討されるようになるのは、1986年のドイモイ政策以降であり、それに基づいて立案された最初の本格的な林業政策が1991年の「森林の保護および開発法」であった。

この法律が作られた背景は、国家は統一されたものの森林の減少は止まらず、木材生産も減少傾向にあった点にある。そのことをベトナムの森林面積や林業生産の統計が裏付けている。つまりベトナムは、資源の減少が林産物生産の減少に直結していたのである（表-2, 3参照）。こうした状況を打開するための第1弾の政策が1991年のこの法律である。

表2：ベトナムの森林面積推移
Table 2 Change of forest area in Viet Nam

単位：1,000ha

区分	1943年	1976年	1980年	1985年	1990年	1995年	1999年	2002年
天然林	14,300	11,077	10,486	9,308	8,430	8,252	9,444	9,586
人工林	0	92	422	584	745	1,050	1,471	1,946
計	14,300	11,169	10,908	9,892	9,175	9,302	10,915	11,532
森林率	43.20%	33.70%	33.00%	29.90%	27.70%	28.10%	33.00%	35.00%

表3：森林伐採量の推移
Table 3 Change of volume of forestry products

単位：材積1,000m³ 薪1,000束

区分	1976-80	1981-85	1990	1995	1999
木材生産量	8,100	7,000	3,446	2,793	2,036
薪生産量	不明	不明	32,059	29,828	25,204
合計 薪1束=0.5m ³ で換算	8,100	7,000	19,476	17,707	14,638

*資料：ヴェトナム農林業農村開発セクター総合支援計画策定調査

この法律は、社会主義下において円滑に森林を利用し、持続的な経営を可能にするための仕組み作りを目指したものであり、具体的には、次のような内容が含まれていた。①森林を区分し、保護すべき森林と開発すべき森林を明確にした。②計画経済下における国家、省、地区という3段階の行政組織の役割を明確にした。③森林の実際の管理者・経営者をどの機関が指示するか明確にした。④森林を実際に管理する経営主体の権利と義務を明確にした。

2.1 森林区分

この法律が規定する林地とは、森林である土地、植林が計画されている樹木のない土地を指す。国家は全般的な森林および植林地を管理するが、長期かつ持続的に森林を保護し、開発するため、森林および植林地を機関、組織、世帯に交付することができるとした。また、政府は森林を利用目的により、生産林、保護林、特別利用林の3つに区分した。

- (1) 生産林とは、環境保護を行いながら木材、非木材林産物、森林動物の利用を目的として管理・経営する森林である。生産林はさらに、①製材用材生産林、②竹生産林、③非木材林産物生産林の3つのグループに分類されている。政府承認の森林管理計画に従って、植林、保育、木材等の生産・販売に供する森林を、協同組合、林業事業体あるいは個人投資家や農家へ交付できるようにした。
- (2) 保護林とは、水土保全、土壌浸食防止、自然災害防止、気候の調整、自然環境保護等を主な目的とする森林である。保護林はさらに、①水源涵養林、②防風林・飛砂防止林、③環境保護林に分類される。保護林の機能は、貯水池の堆積防止、水力発電施設の保護、灌漑設備の保全などである。また、海岸地域では、防風や防砂を目的とした防災林が計画されている。
- (3) 特別利用林とは、歴史的文化的な遺跡、美しい景観地域、レクリエーション・観光

地の保護及び自然や天然林の生態系、森林における動植物相の遺伝子資源の保護を目的としている。特別利用林には、国立公園、自然保護地区、社会的文化的遺産の保護、自然科学に関連する研究用試験地等が含まれ、①国立公園、②自然環境保全林、③歴史的文化的、生態系保全地域の3つのグループに分類されている。

表4：ベトナムの森林区分別面積（1995）
Table 4 Forest area by institutional types (in 1995)

単位：1,000ha

区 分	立 木 地	無 立 木 地	計
特別利用林	898	808	1,706
保 護 林	3,479	3,270	6,748
生 産 林	4,925	5,701	10,627
計	9,302	9,779	19,081

*資料：ヴィエトナム農林業農村開発セクター総合支援計画策定調査

2.2 森林及び植林地の交付

森林の保護及び開発法の第9条では、閣僚会議は全国の森林及び植林地の管理を行い、各レベルの人民委員会は、国の定める規則、基準及び計画に従い、それぞれの担当する地域の森林及び植林地の管理を行う。そして、森林及び植林地の交付を行う責任機関は、以下のような役割を担うことが規定されている。

- ①閣僚会議議長は、国家的見地から重要な保護林、特別利用林、生産林を決定し、林業省附属管理委員会の委員とその他閣僚を任命する。
- ②省の人民委員会議長は、閣僚会議から認められた国家、地方レベルの重要性に基づく保護林、特別利用林を省附属管理委員会に付託する。国家計画に従って、地方の生産林を経済組織、社会団体、軍隊、事業者に交付する。
- ③地区の人民委員会議長は、省の決定に従って、生産林を合作社、集団生産、個人に交付する。

2.3 森林利用者の権利

- ①交付された森林・植林地において自己の労働及び投資により達成された生産物を相続、譲渡、販売する権利を認める。法に従い、森林及び植林地を長期に利用する権利を与える。
- ②森林、植林地が回収された場合、自己の労働及び投資された成果は時価で保証される。
- ③森林保護・回復にかかる技術支援、資金援助が得られる。
- ④交付された森林・植林地にかかる法的権利を国が保証する。また、登録、森林及び植林地の利用権証明書が発行される。

このように「森林の保護および開発法」では、政府は森林保護、植林のため、森林及び植林地を個人、組織、国営企業に交付する。交付された森林・植林地において自己の労働及び投資により達成された生産物を相続、譲渡、販売する権利が認められる。

保護林、特別利用林の管理機関としては、それぞれ保護管理委員会、特別利用林管理委員会を設置する。特別利用林管理委員会は、法に基づき科学研究、文化・社会、観光に関連する活動が認められる。

3. 327プログラム (1992年)

1992年に政府は「No.327プログラム」を発表する。その目的は、①裸地・禿山に対する植林の実行及び現存する森林の保護と天然林からの伐採の制御、②海岸地・水系の利用、③山岳地において焼畑移動耕作をおこなう少数民族の定着と生活の安定にある。このプログラムによって、森林の利用権を国営企業、非国営企業、世帯、個人などに交付し、森林保護、植林を促進しようとするものであった。

1994年に、政府は327プログラムから海岸地、水系の利用を取り除いた。

1995年9月、政府の決議No.556-TTgによって、327プログラムは大幅に改訂される。この時、少数民族の定着計画が取り除かれた。そして名称も「保護林、特別利用林における植林及び森林保護のための国家プログラム」に改訂された。

政府の評価によれば、327プログラムの6年間（1993-1998年）に以下のような成果があったと報告されている。

- ①個々の世帯と契約を結んで、約160万haの国有林が分与され、森林火災、森林の不法伐採等が抑制された。
- ②植林面では、約136万haの森林復旧を達成された。そのうち新植は1998年末まで66万haであり、外に天然林の育成が70万ha実施された。
- ③446,687世帯がプログラムに既に参加し、そのうち198,193世帯が少数民族であった。

しかし、327プログラムの実施が主に政府予算であるため、事業拡大に限界があって、事業を持続することが困難であった。また、林業政策の欠如も指摘されていた。

4. 土地法 (1993年)

ベトナムでは土地はすべて国有（全人民所有）にされたが、1986年以降、ドイモイ政策を採用し、市場経済を重視するようになる。それを具体化するためにベトナム国会は1992年、憲法17, 18, 84条に基づいて「土地法」（1993年7月14日）を制定した。

この土地法によって土地は人民に帰属し、政府により統制されることになった。そして政府は経営組織、軍関係団体、国家企業、大衆組織、世帯、個人に土地を交付できるとした。1993年の土地法は土地利用者に5つの権利（交換権、譲渡権、賃貸権、抵当権、相続権）を認めた。社会主義下においてそれぞれの権利がどのようなものであるか、簡単にふれておきたい。（詳細な内容は政令17/ND-CPに規定されている）。

- (1) 交換権：林地、住宅地を利用する世帯・個人は生産、生活を有利にするため、土地利用権を交換することができる。
- (2) 譲渡権：農地、植林用地を利用する世帯・個人は、次の1つの条件を満たすとき、譲渡できる。
 - ①生活、生産、経営のため、他の場所に移住するとき。
 - ②職業を変えるとき。
 - ③直接労働が無かったとき。
- (3) 賃貸権：1年生作物の栽培、水産養殖のために農地を利用する世帯・個人は、次の1つの条件を満たすとき、賃貸できる。

- ①生活が困窮しているとき。
- ②職業を変えたが、安定しないとき。
- ③労働力不足のとき。

賃貸の契約期間は3年を超えることができない。特別の困難がある場合、契約期間の延長が認められる（10年を超えることができない）。

- (4) 転貸権：政府から土地を賃貸する個人・世帯は次の条件を満たすとき、転貸できる。
 - ①賃貸期間の土地利用料を前払したとき。或いは残存賃貸期間（5年間以下）の土地利用料を一部支払っているとき。
ただし、契約された土地の利用目的に従っていなければならない。
- (5) 相続権：土地利用権を移転する相続人の資格は次の通りである。
 - ①1年生作物・多年生作物の栽培、水産養殖のため農地、植林用地、住宅地、専用地を利用する個人。
 - ②多年生作物の栽培のため農地、植林用地、住宅地、専用地を利用する世帯の構成員。
 - ③政府から賃貸された土地の利用料を前払いした個人。

政府から1年生作物の栽培或は水産養殖のため農地を交付された世帯の構成員が死んだ場合、その故人の土地利用権を相続人に移転することはできない。他の世帯の構成員が引き続きその土地を利用できる。

なお、これに関連し、1998年の改正土地法において転貸権、出資権が加えられたので、その点についても触れておきたい。

- (1) 抵当権：抵当権は次のような場合に認められる。
 - ①生産・経営の資金を受けるために、政府から農地、林地を交付された世帯・個人は、ベトナムの信用機関において、土地利用権を抵当にすることが認められる。
 - ②政府から賃貸された土地の土地利用料を前払した個人・世帯あるいは残存賃貸期間の土地利用料の5年分以下を払っていることが必要である。
 - ③毎年土地賃貸料を払う個人・世帯は、ベトナム信用機関において、経営の資金を受けるため、土地に関する財産を抵当にすることができる。
 - ④住宅地、専用地を抵当にすることができる。
- (2) 出資権：土地を出資する場合の条件は次のとおりである。
 - ①政府から土地が交付されること。
 - ②合法的な土地利用権が交付されていること。
 - ③政府から賃貸された土地の利用料を前払いしている個人・世帯あるいは残存賃貸期間の土地利用料の5年分以下を払っていること。

なお、土地の交付期間は、1年生作物の農業、製塩業、水産業目的の場合は20年、多年生の作物栽培の場合は50年である。

5. 森林・林地の交付政策（1994年）

1994年1月15日、政令02/CP「長期、かつ安定的に林業目的に利用するため、組織、世帯、個人に林地を交付する」が発表された。そして、1999年11月16日、この政令02/CPが廃止され、新たに163/199/ND-CP「長期かつ安定的に林業目的の利用のため、組織、

世帯，個人に林地を交付，賃貸する」が発表された。これは土地法施行後における林地交付政策であり，その要点は次のような内容であった。

5.1 林地交付

土地利用料を徴収しないで林地を交付される対象者は，農林水産養殖・製塩業を目的にする世帯・個人，保護林管理委員会，特別利用林管理委員会，林地を交付される国営企業体（その交付時点は1999年1月1日の前），林業研究場，林業種子企業，学校などである。

(1) 特別利用林開発のための林地交付：

- ①特別利用林を開発するために，政府は国立公園管理委員会，自然環境保全管理委員会，歴史・文化・生態系保全管理委員会に林地を交付する。
- ②森林管理委員会は重要地域で暮らしている世帯と契約を結び，保護（を委託）することができる。
- ③森林管理委員会は生態系回復の地域で暮らしている世帯と契約を結び，保護および植林をすることができる。
- ④特別利用林におけるバッファゾーンの林地交付，賃貸の規定は第8条の2項及び第9条による。

(2) 保護林開発のための林地交付：

- ①政府は水源涵養保護林開発のため，林地を保護林管理委員会に交付し，管理・保護・開発を行う。
- ②政府は重要な水源涵養保護林，散在する水源涵養保護林，防風林・飛砂防止林，波除林，環境保護林に分類される保護林を開発するため，林地を組織・世帯・個人に交付し，保護・植林・収穫することができる。

(3) 生産林開発のための林地交付：

政府は林業生産のため，林地を世帯・個人・国内組織に交付することができる。

5.2 林地賃貸

政府は林業開発のため，組織・世帯・個人，外国人，外国組織に林地を賃貸することができる。その対象林地は次のような土地である。

- ①生産林として利用する林地。
- ②重要な水源保護林および防風林，飛砂防止林，波除林，環境保護林に規定される林地。
- ③景観，レクリエーションのための特別利用林地。

5.3 交付，賃貸される林地面積

- ①世帯，個人を交付される林地面積は30haを超えない。賃貸される林地面積は申請書による。
- ②省の人民委員会が承認する。
- ③組織に交付・賃貸される林地面積は計画により政府の機関が決定する。

5.4 交付・賃貸期間の規定

- ①組織に対する林地の交付期間は，政府機関が認めた計画による。
- ②世帯，個人に対する林地交付期間は，経営の安定と長期の利用のため，50年間とする。
- ③交付期間の終了後，申請によって，引き続きその土地の利用が認められる。

ところで、1999年における森林管理主体別面積を見ると、統一直後には森林管理署が行政と経営を担う組織であったが、管理組織等の変更によって、森林管理署の管理面積比率は約3割に低下し、代わって約4割の森林が管理委員会などの多様な管理主体によって管理されるようになった。しかし、管理主体の決まらない森林が3割弱残されているのである（表-5参照）。

表5：森林管理主体別面積（1999年）
Table 5 Forest area by managerial body types (in 1999)

単位：1,000ha

区分	森林管理署	保護林管理委員会	特別利用林管理委員会	合弁会社	世帯及びグループ	軍及び警察	未分与	合計
面積	3,578	1,025	1,126	15	2,006	205	2,959	10,915
割合	32.8%	9.4%	10.3%	0.1%	18.4%	1.9%	27.10%	100.0%

*資料：ヴェトナム農林業農村開発セクター総合支援計画策定調査

6. 森林・林地の契約政策（1995年）

1995年1月4日、政令01/CP「政府営業体による農林業生産、水産養殖の目的に当てる土地契約」が発表された。委託体、請負体は多様で、全体像を明確にできないが、委託体には森林管理委員会、企業、団体などが含まれる。しかし、現実には森林管理署などの公的機関が多く、企業、団体が委託体になる例は少ない。他方、請負体は世帯と個人である。現実を見ると森林管理委員会や森林管理署が管轄する森林を世帯や個人あるいは職員が請け負う仕組みになっている。

6.1 契約の原則

- ①双方（委託体と請負対象）に利益を確保する。
- ②プロジェクトの投資について契約を長期かつ安定化する。
- ③土地とともに土地の上にある作物、家畜、財産を対象に契約する。
- ④合意書により契約を結ぶ。合意書に委託体と請負者の利益の分配、双方の権利と義務を明確にし、合意書の実行を確実にする。

6.2 林地契約

- ①委託体は地図と実地面積、現状、境界を確認する。そして、請負対象と契約を結んで、合意書による森林保護、植生回復、植林を行う。
- ②保護林、特別利用林の契約期間は50年間である。生産林の契約期間は経営の周期による。

6.3 保護林に規定された土地の契約

- ③最重要保護林および重要保護林の場合、契約内容は保護、植生回復、植林である。毎年、合意書に基づき、請負対象者に報酬を支払う。
- ④環境生態保護林、海岸保護林の場合、森林保護および植林のために、毎年、合意書に基づき、請負対象者に報酬を支払う。

6.4 特別利用林に規定された土地の契約

- ①保全地域の場合、保全地域の内側で暮らしている世帯と契約を結び、保護する。毎

年，合意書に基づき，請負人に報酬を支払う。

- ③生態系回復地域の場合，世帯と契約を結び，保護および植林する。
- ④観光，レクリエーションのために保護林・特別利用林を契約する場合，政府の別の政策に従う。

6.5 生産林に規定された土地の契約

- (1) 天然林がある土地の場合，保護，植生回復を契約する。
- (2) 植林のための土地：
 - ①政府の投資した人工林がある土地の場合，土地とその人工林を契約する。委託体はその人工林を投資された価値に基づいた契約を結ぶ。合意書によって請負対象者はその価値を委託体に返す。
 - ②植林経費が請負人の資本の場合，伐採後，請負対象は返還時に委託体に伐採した木を売る。植林経費が委託体の資本の場合，伐採後，委託体に資本を返し，委託体に伐採した木材を売る。

7. 森林・林地を契約，賃貸，交付された世帯，個人の権利

森林保護，植生回復，植林，経済活力，住民参加，生活安定のために，2001年に首相令178/QD-TT g「森林・林地を賃貸，契約，交付された世帯，個人の権利および義務」が発表された。このシステムは日本の国有林が実施している地元施設制度（特に共用林野）と類似するものである。しかし，異なる点が多くある。集落ぐるみの組織ではなく，地域とはまったく関係のない住民が契約することも多い。

7.1 林地を交付された世帯，個人の権利

- (1) 森林保護および開発を目的とする特別利用林
 - ①森林保護，植生回復，植林のために，政府の許可を受けたプロジェクトから経費を得る。
 - ②研究，文化，社会，観光の活動が認められる。
- (2) 森林保護，植生回復，植林を目的とする保護林
 - ①森林保護，植生回復，植林のために，現行の規定に基づき政府から経費を得る。
 - ②現行の規定による非木材の林産物を採取することができる。
 - ③農業農村開発所の許可を得て，枯れ木，倒木，病気の木を収穫できる。
 - ④森林率が80%に達するまで，竹・ラタンは蓄積の30%を超えない範囲で収穫することが認められる。
 - ⑤保護林を収穫することを許可された後，農業農村開発所からの収穫許可書に従って保護林の蓄積の20%を超えない範囲で択伐することができる。世帯・個人はその択伐した材積85%-90%を取得できる。
- (3) 保護林を企画する未立木地の林地
 - ①現行の規定に基づき政府から植林・手入れ経費を受ける。
 - ②保護林地での植林樹種は農業農村開発所からの許可に従って多年生作物を主に植えることができる。また，林木の間に間作することが認められる。
 - ③農業農村開発所からの許可に基づき防護樹，間作物，間伐材を100%収穫すること

が認められる。しかし、収穫後、森林被覆率を60%以上に保たねばならない。

- ④交付された面積の20%を超えない範囲で、農業生産、水産養殖に利用することが認められる。
 - ⑤保護林における収穫を許可された後で、農業農村開発所の収穫許可書に従って保護林の蓄積の20%を超えない範囲で択伐することができる。世帯・個人は税金を払って、その択伐した材積の90%-95%を得られる。
 - ⑥植林経費は個人・世帯の資本の場合、毎年、植林した森林蓄積の10%を超えない範囲で収穫することができる。
- (4) 生産林を目的とする天然林
- ①生産林管理の規則に従って農作物、薬草を間作し、家畜を放し飼いすることが認められる。
 - ②森林保育によって発生する林産物を利用することが認められる。
 - ③新築家屋を建てる必要がある場合、世帯・個人は地区の人民委員会に申請書を提出し、1世帯当たり丸太10m³を限度に伐採が認められる。
 - ④生産林を収穫する時、世帯・個人に交付される森林状況に基づいて、分収比率は次の通りである。
 - a) 用材林
 - 貧弱林の場合、世帯・個人は100%を得られる。
 - 再生林（立木の直径20cm以下）の場合、世帯・個人は70-80%を得られる。
 - 豊かな森林あるいは中位林(蓄積100m³/ha以上)の場合、毎年、世帯・個人は2%を得られる。
 - b) ラタン、竹林
 - 収穫後、世帯・個人は税金を払い、収穫量の95%を得られる。
- (5) 生産林を目的とする政府の経費による人工林
- ①生産林管理の規定に従って農作物、薬草を間作し、家畜を放し飼いにすることが認められる。保育作業によって発生する林産物の利用が認められる。新築家屋を建てる必要がある場合、世帯・個人は地区の人民委員会に申請書を提出し、1世帯当たり10m³の丸太を限度に伐採が認められる。
 - ②生産林の収穫を許可された後、世帯・個人は税金を払い、収穫量の75%-85%を取得できる。
- (6) 生産林として企画された未立木地
- ①植林のために、現行の規定に従って政府から補助金が得られる。
 - ②植林プロジェクトから補助を得る場合、そのプロジェクトの規定に従う。
 - ③植林経費が世帯・個人の資本の場合、植林の目的、企画樹種（植生回復あるいは新規植林）、技術、収穫を決める権利が認められる。
 - ④森林から収穫した林産物は自由に販売流通させることができる。
 - ⑤交付される面積の20%を超えない範囲で、農業生産、水産養殖に利用することができる。

7.2 林地を賃貸された世帯、個人の権利

- (1) 生産林を企画される未立木地

- ①植林の目的、企画樹種（植生回復あるいは新規植林）、技術、収穫を決める権利が認められる。
 - ②植林プロジェクトからの補助を得る場合、そのプロジェクトの規定に従う。
 - ③森林から収穫した林産物は自由に販売流通させることができる。
 - ④賃貸される面積の20%を超えない範囲で、農業生産、水産養殖に利用することが認められる。
- (2) 景観、観光、レクリエーションの経営を目的とする保護林地、特別利用林地
- ①森林の樹冠の下で、政府機関の許可に従って観光産業の経営、レクリエーション施設に利用することができる。
 - ②保護林、特別利用林に関する森林法の規定に従う。経営活動による環境の汚染、動植物の生長に悪い影響を与えることを禁止する。

7.3 植林、保護、植生回復を契約した世帯・個人の権利

- (1) 特別利用林における植林、保護、植生回復
- ①植林、保護、植生回復のために、世帯・個人は契約書に従って報酬が得られる。
 - ②サービス、観光活動の参加が認められる。
- (2) 水源涵養林での植林、手入れ、保護
- ①植林、手入れ、保護のため政府から経費が得られる。
 - ②保護林地での植林樹種は農業農村開発所の許可に従って多年生作物を主に植える。あるいは林木の間に間作することが認められる。
 - ③100%の防護樹、間作物、間伐材を収穫することを認められる。しかし、収穫後、森林被覆率を60%以上に保たねばならない。
 - ④非木材の林産物を採取できる。
 - ⑤契約面積の20%（未立木地）を超えない範囲で、農業生産、水産養殖に利用することができる。
 - ⑥森林を収穫することを許可された後、農業農村開発所の収穫許可書に従って森林の蓄積の20%を超えない範囲で択伐することが認められる。税金を払った場合、分収比率は次の通りである。
 - a)森林保護・植生回復のため政府の補助を得る場合、世帯・個人は80-90%を得られる。
 - b)世帯・個人の経費の場合、100%を得られる。
 - c)収穫後の1年以内に世帯・個人は自らの経費で再植林しなければならない。
- (3) 生産林の植林、手入れ、保護
- ①植林、手入れ、保護のために、現行の規定に従って委託体からの経費が得られる。
 - ②森林の樹冠が閉鎖するまで、農作物の間作、農林結合(アグロフォレストリー)に利用することが認められる。しかし、森林の成長に悪い影響を与える行為は禁止される。
 - ③森林保育によって発生する林産物を利用することが認められる。
 - ④森林を収穫することを許可された後、税金を払った場合、分収比率は次の通りである。
 - a)毎年、森林保護契約された森林蓄積の2-2.5%が得られる。
 - b)植林、手入れ、保護の経費が個人・世帯負担の場合、毎年の95%が得られる。

8. 500万ha国家植林計画および投資・貸付政策

8.1 500万ha国家植林計画

1997年12月の国会で決議された「500万ha森林造成国家計画」（表-6参照）に基づき、1998年から2010年の間に300万haの生産林と200万haの保護林および特別利用林を造成することが計画された。この議決を受けて、1998年7月には首相令661号によって、500万haの森林造成に関する具体的な目標、課題、方針、実行体制が策定された。

(1) 目標

- ①500万haの新規森林造成および既存の森林を保全することにより、国土の森林率を43%まで増やし、さらなる環境保全、自然災害の減少、水源涵養、遺伝子資源保全、生物多様性の維持を目指す。
- ②既存の未立木地を効果的に利用し、住民への雇用機会を増大させる。それにより、貧困緩和、定耕定住、山岳地住民の収入増加、経済的安定に貢献することを目指す。
- ③国内消費及輸出向けに製紙、合板、木材、非木材産物、薪炭材用の原材料を供給、木材加工業の発展、山岳地域の社会経済の発展および林業分野を国の基幹産業の一つにすることを目指す。

(2) 原則

- ①住民が森林の造成、保全、更新のための要であり、森林から利益を享受する。政府はそのために、必要な法整備、研究および技術移転、森林造成を奨励する政策、必要な資金の投融資、インフラ整備等を行う。
- ②既存の森林を保全するには、植林と天然林施業を有機的に組み合わせなければならない。森林の保全に関わる事業は定耕定住、貧困緩和をも目標とする。
- ③持続的可能なアグロフォレストリーシステムを導入することによって、社会経済と環境への集積的効果を増加させる。アグロフォレストリーシステムは多目的な樹種構成・林分構造をもち、加工業も含む集約的な技術の活用が望ましい。
- ④保護林と生産林の植林を、優先地域を中心にそれぞれ適切に割り当てる。集約植林と分散植林を効果的に組み合わせる。保護林の場合、最重要保護林、流域、水源地での事業を優先する。また、水力発電所、都市、沿岸地域や森林再生の急務な地域も植林を優先する。生産林の場合、植林は経済的に価値が高く、環境保全効果も期待できる樹種を優先するべきである。
- ⑤植林は関連政令にもとづき、関連当局によって承認されたプロジェクトによって実行される。

(3) 課題

- ①天然林、特別利用林、重要保護林、327プログラムで造林された保護林、蓄積が中程度以上の生産林を保全する。団体、世帯、個人等へ林地を配分する。
- ②森林造成：この計画の目標の一つは200万haの特別利用林と保護林の造成であり、保護林において100万haの新植と100万haの植生回復を行う。第二の目標は、300万haの生産林の造成であり、200万haを紙、パネル、鉱山用坑木等の原料供給用とし、100万haを換金作物や果樹生産用とする。さらに、未立木地において、団体や個人が分散植林を行うことを奨励する。

表6：500万ha国家植林計画
Table 5 5 million hectares national reforestation plan

単位：万ha

時 期	種 類	保護林及び 特別利用林	生 産 林	計
第1期計画 1998～2000年	新 植	26	44	70
	天然林育成	0	35	35
第2期計画 2001～2005年	新 植	35	95	130
	天然林育成	0	65	65
第3期計画 2006～2010年	新 植	39	161	200
	天然林育成	0	0	0

*資料： ヴィエトナム国-中南部海岸保全植林計画基本設計調査

8.2 政府の投資

- ①継続している327プログラムによる200万haの特別利用林，最重要保護林，重要保護林の保護に関わる経費は年間5万ドン/haを超えないものとし，継続期間は5年以内とする。
- ②植生回復による植林契約を行う林地においては，経費は年間100万ドン/haとし，契約期間は6年間とする。
- ③最重要，重要保護林の植林（植林と手入れ）において植林実行者は平均250万ドン/haの資金を受けることができる。生産林に希少・貴重樹種（伐期が30年を超える樹種を含む）を植林する場合，組織，世帯，個人に対して1ha当たり平均200万ドンが援助される。

8.3 投資貸付

- ①通常保護林，生産林（多年生作物を含む）において植林，植生回復，保護を行う組織，世帯，個人は，国立投資支援基金，諸外国および国際機関のODA，その他の信用財源を低金利で貸付ける基金からローンが認められる。
- ②非政府組織，世帯，個人の森林利用者は，銀行等より資金を借りるため，生産林（立木など）と林地利用権を担保として利用することが認められる。

9. 林業行政組織の変更

9.1 中央政府

1995年10月に開催された第9期第8回国会において，省庁の統合が決定された。これにより農業食品工業省，林業省，水利省が統合され農業農村開発省となった。農業農村開発省は，本省大臣の下に7人の副大臣が統括する合計19の部局からなる。

農業農村開発省の部局のなかで特に林業分野を管轄する部局は，植林プロジェクトや木材取引関連事業分野を担当する林業開発局と，森林保護・管理，林産物流通に関する政策実施を監察する森林警察局がある。国営企業体としてはベトナム林業公社と種子供給会社がある。前者は林業関連の国営企業体の企画調整業務を，後者は種子・肥料などの生産供給，輸入業務を行っている。

9.2 地方政府

①省レベルでは省の人民委員会の中に農業農村開発所がある。農業農村開発所の林業開発支局が林業開発局の支援および指導の下に省内の森林造成、開発および保全などに係る監督機能を司っている。

②地区レベルでは地区の人民委員会の中に農業農村開発担当部局が、地区の下部行政単位であるコミューンレベルではコミューン人民委員会の中にコミューン林業委員会が置かれる。

9.3 LamDong省の事例

天然林の伐採による資源の枯渇が原因で、1990年以降、ベトナム政府は天然林の伐採を制限し、残された森林の保護を進めている。さらに、1999年首相令187号「森林管理署の管理組織の変更」の公布によって、重要な保護林が5,000ha以上ある場合、あるいは全林地面積に対して70%以上の保護林がある場合は、保護林管理委員会に管理主体が変更された。また、これ以外で持続的な森林経営が不可能とされた森林管理署は森林管理委員会に森林の管理業務が移された。

その結果、従来は国有国営で森林管理署が全ての森林を管理していたが、その比率は3割に減少し、約4割は各種の森林委員会等の管轄となった。全国レベルでは表-5のようであるが、LamDong省の場合には表-7のように変わった。

表7：Lam Dong省の森林管理の各林業組織（2003年現在）
Table 7 Forest managing organizations in Lam Dong province (as of 2003)

	組織の種類	個所 (数)	生産林 (ha)	保護林 (ha)	特 別 利用林 (ha)
1	各地区の人民委員会附属森林管理委員会	11	40,538	126,373	22,300
2	軍隊附属森林管理委員会	6	24,138	44,670	4,370
3	公安附属森林管理委員会	2	4,862	12,420	2,961
4	中央農業・農村開発省附属組織	4	4,765	4	34,049
5	LamDong省農業農村開発所附属森林管理委員会	2	-	35,695	66,134
6	森林管理署	9	167,482	44,866	2,290

*資料：LamDong省農業農村開発所のデータ

①人民委員会附属森林管理委員会：この森林管理委員会はLamDong省の各地区に属する。その内訳は、9つの森林管理委員会、1つの公園企業、1つの森林警察署である。

②軍隊附属森林管理委員会が6つある。

③公安附属森林管理委員会が2つある。

④中央農業農村開発省附属組織は4つある。その内訳は、CAT-TIEN国立公園、林業用種子企業、森林研究センター、DONGNAI製紙会社である。

⑤LamDong省農業農村開発所附属森林管理委員会は2つある。その内訳は、1つ特別利用林管理委員会と水源保護林管理委員会である。

⑥LamDong省には国営企業体の森林管理署が9つある。LamDong省の人民委員会に附属している。森林保護を行う外、森林経営も行っている。

10. おわりに

1976～1985年、森林資源を国有化し、森林資源管理のため、中央政府から地方まで林業行政組織を設立した。社会主義的生産関係の下で、森林経営を行う国営企業（森林管理署）を配置した。

1986年以降、ドイモイ政策を採用し、市場経済を重視することになり、森林の開発法などを公布し、それに取り組んだ。しかし、社会主義的土地管理システムが残されており、土地法やそれに関連する林業の通達によって新しい経営主体が創設された。それに併せ、林業行政組織も改革され、国営林業体（森林管理署）が大幅に縮小された。他方、森林資源の再生と修復のため、1993年の327プログラムに続き、1998年に大規模な森林資源再生・修復計画（「500万ha国家植林計画」）が発表され、推進された。これによって、残存する森林の保護および植林政策が実行されることになった。残存する森林の保護は、政府の管理とし、地域住民と森林保護契約を結び、政府は年間ha当たり5万ドンを住民に支払うなどの対策がとられることとなった。植林については、1999年以降、500万ha国家植林計画が進められているが、中央政府の植林予算は特別利用林と重要な保護林の植林費用を負担するのみであり、生産林の場合は、非国家企業、組織、世帯、個人に林地交付政策を実施し、植林を行っている。また、外国企業の投資、国際機関、NGOなどの援助により植林を実行している。

その結果は、1995年から森林面積は増加するようになり、2002年までの8年間で162.5万haの植林が行われた。年平均植林面積は20万haであった。そして森林率は、1993年の28%から2002年には35%に上昇した（表8参照）。

本稿は制度、政策面を重点に報告したが、個々の政策がどのような役割を持ったかについて十分に明らかにしているとはいえない。例えば、この間に急速に森林面積が増加している地域と逆に減少している地域が存在する。そうした事実が十分に説明されているとは言えないので、次に制度、政策と地域の関わりについて、分析する予定である。

表 8 : 年間の植林面積
Table 8 Annual plantation area since 1976

単位：万ha

年	1976-80	1981-85	1990	1995	1996	1997	1998	1999	2000	2001	2002
面積	52.8	49.2	10	20.1	20.3	22.2	20.9	21.1	19.6	19.1	19.2

*資料：ベトナム統計年鑑 2002年版

引用文献

- (1) 森林計画研究会会報 No.392, 2000年
- (2) CHIEN LUOC PHAT TRIEN LAM NGHIEP GIAI DOAN 2001-2010 HANOI 2000
- (3) Do Dinh SAM and Le Quang TRUNG Forest Policy Trends in Vietnam, Policy Trend Report 2001
- (4) JICA: ベトナムにおける産業植林の可能性と地球温暖化対策上の効果に関するF/S調査報告書平成11年3月 社団法人 海外産業植林センター
- (5) JICA: ヴィエトナム国中南部海岸保全林植林計画基本設計調査; 基本設計調査報告書平成12年2月
- (6) JICA: ヴィエトナム農林業農村開発セクター総合支援計画策定調査 平成13年3月
- (7) LAM NGHIEP VIET NAM 1945-2000 NHA XUAT BAN NONG NGHIEP
- (8) MOT SO QUI DINH QAN LY NHA NUOC VE DAT DAI, NONG NGHIEP, LAM NGHIEP, THUY SAN. NHA XUAT BAN CHINH TRI QUOC GIA HANOI 2002
- (9) Vietnam Report on Review of National Legislation on Forest Protection and Development in Vietnam Hanoi, March 2002
- (10) ベトナム統計年鑑 2002年版

附表：森林の交付、賃貸、契約に関する主な諸政策
Appendix Main forestry policy since 1991

年	事項	概要
1991年	森林保護および開発法	<ul style="list-style-type: none"> ・長期かつ持続的に森林保護および開発のため、森林および植林地を機関、組織、世帯に交付する。 ・ベトナムの森林を利用目的により、生産林、保護林、特別利用林に区分。 ・登録、森林及び植林地の利用権証明書の発行。
1993年	土地法	<ul style="list-style-type: none"> ・土地は人民に帰属し、政府により統制される。政府は経営組織、軍関係団体、国家企業、大衆組織、世帯、個人に土地を交付できる。 ・交換権、譲渡権、賃貸借権、抵当権、相続権を土地利用者に認めた。
1994年 1月	政令02/CP 「組織、世帯、個人に林地を交付する」	<ul style="list-style-type: none"> ・対象主体：林業事業体、農林企業、大衆組織、軍関係団体、世帯、個人 ・対象林地：保護林、特別利用林、生産林（立木地、未立木地） ・交付期間：50年 ・土地証書、交換権、譲渡権、抵当権、相続権を認めた。
1995年	政令01/CP 「政府営業体における農林業生産、水産養殖の目的に当てる土地契約」	<ul style="list-style-type: none"> ・政府の委託営業体の対象：政府の森林管理組織、農業管理署、会社、企業、センター（農林業、水産養殖の直接営業体）。 ・請負の優先対象：①政府の委託営業体で働いている世帯・個人（社員）。②政府の委託営業体で働いていた世帯・個人（定年退職者）。③地元住民（合法定住者）④他の地方の住民 ・林地契約：植林経費が請負人の資本の場合、伐採後、請負対象は委託体に伐採した木材を売る。植林経費が委託体の資本の場合、伐採後、委託体に資本を返し、委託体に伐採した木材を売る。保護林、特別利用林の契約期間は50年間である。生産林の契約期間は経営の周期による。 ・森林保護契約：毎年、合意書に基づき、請負対象に報酬を支払う。

1998年	土地法の改正	<ul style="list-style-type: none"> ・ 転貸、出資という権利を加え、7つの権利を土地使用者に認めた。 ・ 土地使用料を徴収する土地使用権の交付と土地使用料を徴収しない土地使用権の交付および土地の賃貸の3種類の形態があることを明確にする。 ・ 土地使用料を徴収しない土地交付は農林業、水産養殖、製塩業及び公益目的の土地使用の場合である。 ・ 土地使用料を徴収する土地交付はインフラストラクチャーの建設が住宅用地の場合である。 ・ 土地の国家による賃貸は商・工業用地の場合である。
1998年 7月	首相令661号 「500万haの森林 造成に関する具体的 な目標、課題、 方針、実行体制」	<ul style="list-style-type: none"> ・ 特別利用林、最重要保護林、重要保護林の保護に関わる経費は5万ドン/ha/年を超えない。継続期間は5年以内とする。 ・ 植生回復による植林契約を行う林地には、政府は100万ドン/ha/年を支出し、契約期間は6年間とする。 ・ 最重要、重要保護林の植林（植林と手入れ）の場合、植林実行者は平均250万ドン/haの投資を受ける。生産林に希少・貴重樹種（伐期が30年を超える樹種を含む）を植林する組織、世帯、個人に対して政府は1ha当たり平均200万ドンを援助する。 ・ 通常保護林、生産林（多年生作物を含む）において植林、植生回復、保護を行う組織、世帯、個人は、国立投資支援基金、諸外国および国際機関からのODA、その他の信用財源を低金利でローンが受けられる。 ・ 非政府組織、世帯、個人の森林利用者は、銀行等よりローンを受けるため、生産林と林地利用権を担保として利用することが認められる。
1999年 9月	首相令187/1999/ QD-TTg 「森林管理署の 管理組織の変更」	<ul style="list-style-type: none"> ・ 林地面積が大規模でまとまっている森林管理署を持続する。 ・ 森林管理署は独立採算とする。 ・ 重要な保護林が5000ha以上ある場合、あるいは全林地面積に対して70%以上の保護林がある場合は、保護林管理委員会に変更される。
1999年 11月	政令163/1999/ ND-CP 「長期かつ安定 的に林業目的の 利用のため、組 織、世帯、個人 に林地を交付、 賃貸する」 (1994年1月政 令02/CPを改正 する)	<ul style="list-style-type: none"> ・ 政府は長期かつ安定的に林業目的の利用のため、土地利用料を徴収しないで組織・世帯・個人に林地を交付し、土地を賃貸することができる。 ・ 土地利用料を徴収しないで林地を交付される対象者：①農林水産養殖・製塩業を目的とする世帯・個人。②保護・特別利用林の管理委員会。③林地を交付された国営企業体。④林業研究場、林業種子企業、学校など。⑤軍関係組織。 ・ 土地を賃貸される対象者：世帯、個人、国内の各組織、外国人、外国の組織。 ・ 交付面積：世帯・個人に交付される林地面積は30haを超えない。組織の場合は計画による。 ・ 交付期間：世帯・個人に交付する期間は50年間である。交付期間の終了後、申請書によって、引き続きその土地の利用が認められる。組織の場合は計画による。 ・ 賃貸期間：50年を超えない。 ・ 政府から林地を交付・賃貸された組織、世帯、個人には林地利用証書が発行される。

2001年 11月	首相令178/2001/ QD-TTg 「森林・林地を 賃貸、契約、交 付された世帯、 個人の権利およ び義務」	<p>○林地を交付された世帯、個人の権利</p> <ul style="list-style-type: none"> ・特別利用林：森林保護のために、政府から経費を得る。研究、文化、社会、観光の活動が認められる。 ・保護林：森林保護、植生回復のために、政府から経費を得る。 <p>非木材の林産品、枯れ木、倒木、病気の木などを取得することができる。保護林を収穫することを許可された後、保護林の蓄積の20%を超えない範囲で択伐することができる。その択伐した蓄積の85%-90%を得られる。</p> <ul style="list-style-type: none"> ・生産林を目的とする天然林： <ul style="list-style-type: none"> - 新築家屋を建てるために、1世帯当たり丸太10m³を限度に伐採が認められる。 - 生産林を収穫する時、世帯・個人に交付される森林状況に基づいて、分収比率は①貧弱林の場合、世帯・個人は100%を得られる。 ②再生林（立木の直径20cm以下）の場合、世帯・個人は70-80%を得られる。 ③豊かな森林あるいは中位林（蓄積100m³/ha以上）の場合、毎年、世帯・個人は2%を得られる。 ④ラタン、竹林：収穫後、世帯・個人は税金を払った後、収穫量の95%を得られる。 <p>○植林、保護、植生回復を契約された世帯・個人の権利</p> <ul style="list-style-type: none"> ・特別利用林：植林、保護、植生回復のために、契約書に従って報酬が得られる。サービス、観光活動への参加が認められる。 ・水源涵養保護林： <ul style="list-style-type: none"> - 植林、手入れ、保護のため、政府から経費が得られる。防護樹、間作物、間伐材を収穫することが認められる。しかし、収穫後、森林被覆率を60%以上に守らねばならない。未立木地の場合、契約面積の20%を超えない範囲で、農業生産、水産養殖に利用することができる。 - 森林の蓄積の20%を超えない範囲で択伐することが認められる。分収比率は：①森林保護・植生回復のため政府の補助を得る場合、世帯・個人は80-90%を得られる。②世帯・個人の経費の場合、100%を得られる。④収穫後1年の間に、世帯・個人は自らの経費で再植林しなければならない。 ・生産林： <ul style="list-style-type: none"> - 植林、手入れ、保護のために、委託体からの経費を得られる。森林の樹冠の閉鎖するまで、農作物間作、農林結合を利用することが認められる。森林保育によって発生する林産物を利用することが認められる。 - 森林を収穫することを許可された場合、①毎年、森林保護契約された森林蓄積の2-2,5%が得られる。②植林、手入れ、保護の経費は、個人・世帯の資本の場合、95%が得られる。 <p>○林地を賃貸された世帯、個人の権利</p> <ul style="list-style-type: none"> ・生産林を企画される未立木地：①植林の目的、企画（植生回復あるいは新規植林）樹種、技術、収穫を決める権利が認められる。 ②森林から収穫した林産物は自由に流通させることができる。 ③賃貸される面積の20%を超えない範囲で、農業生産、水産養殖に利用することが認められる。 ・観光、レクリエーションの経営を目的とする保護林地、特別利用林地：森林の樹冠の下で、観光産業の経営、レクリエーション施設に利用することができる。
--------------	--	--

* 資料：ベトナムの森林政策の文献

(2004年12月10日受付；2005年3月7日受理)

Summary

The Viet Nam War has ended in 1976. The Hanoi government attempted to extend the socialism system such as collective farm and nationalization of land and natural resources to the southern part of the country from that time. Main southern forests were also managed by the State Forest Enterprises. However, first decade after end of the War, Viet Nam economy has been stagnation. Agricultural production and other Viet Nam key industry including forestry couldn't develop during this decade. Many forests were cut for exporting logs, for new immigrations, shifting cultivation and illegal operations. Over two million hectares treeless mountains has been remained in this decade.

In December 1986, the government has launched the Doimoi (renovation) policy for rehabilitation her economy with introducing market-oriented economic system. Viet Nam forest policy has also been changed in line with the Doimoi to import capital, manpower and land to forestry sector. Firstly forests were classified following three categories, (a) production forest, (b) special use forest and (c) protection forest by the Law on Forest Protection and Development in 1991. Purpose of this Law define the sites where people can cut trees or not, to attain keeping forests and forestry development at once. Secondly the land user's rights have been made clear by the Land Law in 1993 and 1998 for allocation forestland to non- governmental organizations, households and other private sectors. Thirdly detail of economic systems were disclosed such as loan systems, subsidiaries for tree planting, sharing forest systems and obligations to forest users. Fourthly central government issued the Five Million Hectares Reforestation Program.

These new policies have been established since 1986 have attracted many people to invest their capital and manpower for tree planting, agriculture and agroforestry. About two hundreds thousands hectares of forests were made by planting every year in this decade. These new forests are efforts of the series of above polices.